

ふるさと歴史散歩

〔第126回〕 府中町の野鳥 カルガモ

私は府中町に住んでかれこれ数十年になります。その間、山や川の景観もずいぶん変わりました。姿を消してしまつた野鳥もたくさんいますが、この鳥はここ数年の間に著しく数を増やしています。その鳥はカルガモです。

カルガモは日本全国至る所で見ることが出来ます。カモ類の多くは冬に日本に渡ってきますが、カルガモは日本でも繁殖し、冬も日本にとどまる数少ない種です。以前は府中大川ではカモの姿を見ることはあまりありませんでしたが、ここ数年、冬にカルガモやヒドリガモなど数羽が見られるようになりました。

カルガモは時には榎川上流までやって来て、川底の水草を食べています。歴史民俗資料館前の橋のすぐそばにいたときは近くでじっくり観察することができま

す。夕方になると、河口方面に飛んでいくので、夜は海に近いところでねぐらをとっているようです。

夏になつても残っているつがいを見かけるようになったので、繁殖をしてくれないかと期待していましたが、ついに夏季にヒナを連れた親鳥が発見されました。府中町で繁殖

をしたことになりました。昨年はヒナ連れの親を最大で四つがい見かけました。府中町の川の環境が改善されたことが要因なのではないでしょうか。

しかし、巢の場所をまだ見つけることができていません。昨年も気がついたときにはすでにヒナを連れていました。卵を抱



いているところを是非観察してみたいものですが、最も警戒する時期ですので、親鳥を驚かさないうようにしたいものです。この号が出る頃がちょうどヒナがcaえる頃ですので、河口付近をよく観察してみてください。次号では、カルガモとは逆に姿を消してしまつた鳥を紹介していきたいと思

府中町文化財保護審議会委員
佐伯 昌彦

STOP!!

資源物の持ち去り禁止

府中町環境センター(八幡四丁目1-1) ☎286-3266

7月1日から、資源物(新聞紙、広告チラシ、雑誌、ダンボール、衣料、缶、家庭用電気機械器具、自転車、その他金属、ガラスびん)をごみステーションから持ち去ることはできません。

※町が行う持ち去り禁止命令に違反して収集・運搬した場合、条例により20万円以下の罰金に処せられることがあります。



府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正が平成26年7月1日施行され、「一般廃棄物の処理計画で定める所定の場所に置かれた廃棄物のうち、古紙、ガラスびん、缶等再生利用の対象となる資源物については、町長および町長が指定する者以外の者は、これらを収集し、又は運搬してはならない。(改正概要)」となります。

※町長および町長が指定する者とは、町職員・町が収集運搬を委託した業者・町長が特別に承認した町内会です。